

平成28年度都道府県単位保険料率

I .協会けんぽの収支見込み、及び平成 28年度都道府県別保険料率について (医療分)

1.平成28年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成28年度は、平成26年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は4.4/10（現時点において未定）
※ 平成27年度は3.0/10
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

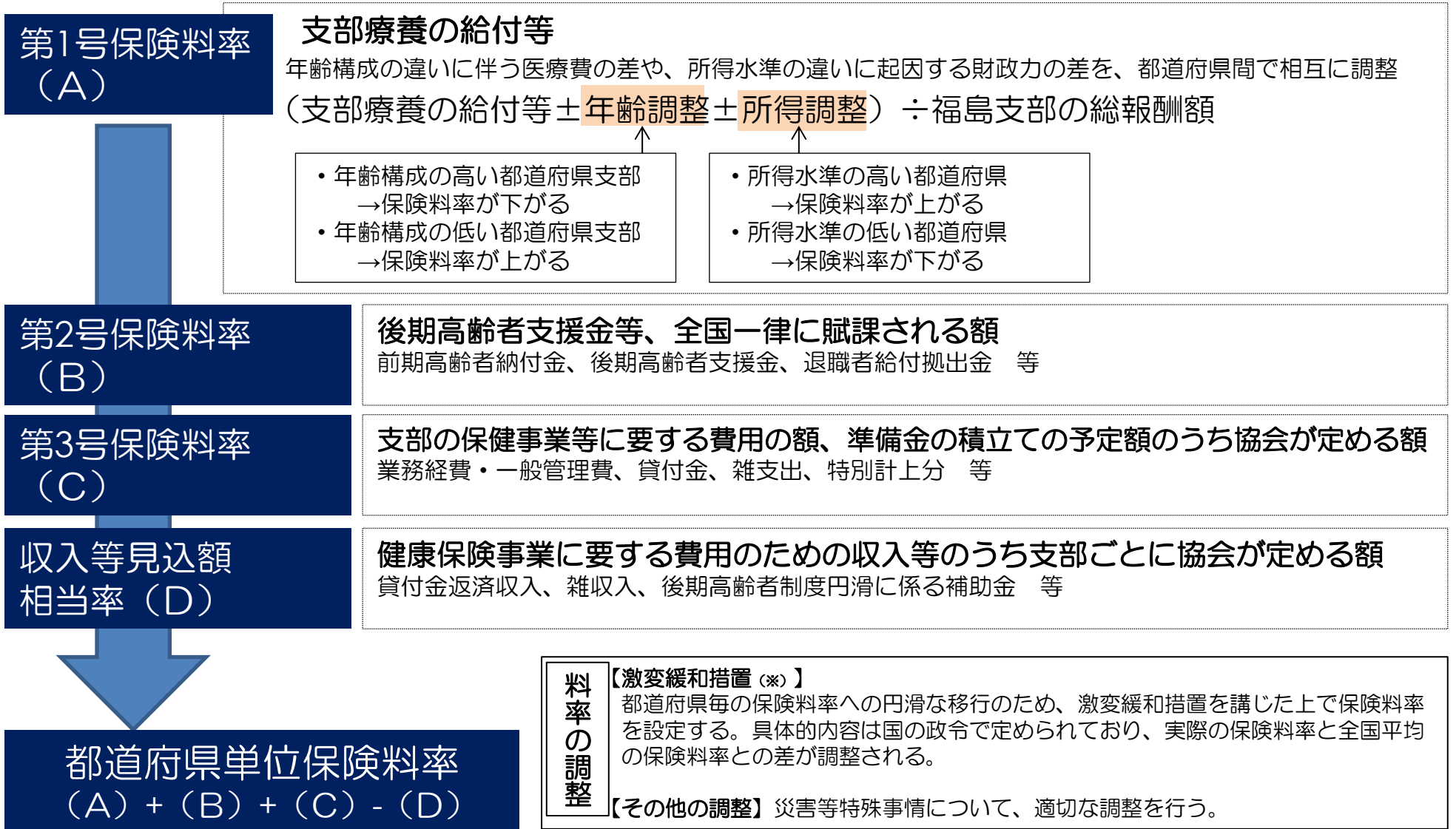
2.協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	77,342	80,266	82,258	24-27年度保険料率： 10.00% 28年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,559	11,829	11,893	
	その他	1,134	123	128	
	計	91,035	92,218	94,278	
支出	保険給付費	50,739	53,326	54,661	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金対前年度比 + 98 △ 81 } + 17 △ 433 </div>
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,342	14,793	14,891	
	後期高齢者支援金	17,552	17,719	17,638	
	退職者給付拠出金	2,959	1,660	1,227	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,716	2,001	1,950	
	計	87,309	89,499	90,368	
単年度収支差		3,726	2,719	3,911	○28年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 28年度均衡保険料率： 9.52%
準備金残高		10,647	13,366	17,277	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3.都道府県単位保険料率の算定方法について



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて
 平成36年3月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで）

4.28年度福島支部保険料率について

	福島支部	全国
第1号保険料率（A） （計算の詳細は6～8頁に掲載）	5.08%	5.16%
第2号保険料率（B）	4.15%	4.15%
第3号保険料率（C）	0.70%	0.70%
<ul style="list-style-type: none"> • 共通料率分 （特別計上及び26年度精算分を除く） 	0.70%	0.70%
<ul style="list-style-type: none"> • 特別計上分 	0.00%	—
収入等見込額相当率（D）	0.04%	0.02%
<ul style="list-style-type: none"> • 共通料率分 	0.02%	0.02%
<ul style="list-style-type: none"> • 26年度精算分 	0.02%	—
保険料率（A） + （B） + （C） - （D）	9.90%	10.00%
【参考】平成27年度保険料率	9.92%	全国平均10.00%

※端数整理のため、計数が整合しない

5.福島支部第1号保険料率 ①年齢調整額について

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

①全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成を全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額
（＝全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額）

$$\begin{array}{l} \text{全国平均の年齢階級別の} \\ \text{加入者1人当たり給付費} \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{l} \text{福島支部加入者数} \\ \\ \end{array}$$

$$114,138\text{円 (A)} \quad \times \quad 659,751\text{人 (B)}$$

$$= \quad \text{① } 75,302 \text{ 百万円}$$

②全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じた額

② 75,369 百万円

年齢階層	福島支部年齢階級別加入者数 (A)	年齢階級別加入者1人当たり医療給付費 (全国平均) (B)	医療給付費 (A×B)
0歳～4	32,696人	173,271円	5,665百万円
5～9	35,554人	84,292円	2,997百万円
10～14	39,173人	61,270円	2,400百万円
15～19	43,130人	49,170円	2,121百万円
20～24	47,173人	49,061円	2,314百万円
25～29	49,767人	60,782円	3,025百万円
30～34	52,763人	69,506円	3,667百万円
35～39	57,915人	75,050円	4,347百万円
40～44	55,092人	82,635円	4,553百万円
45～49	49,392人	101,865円	5,031百万円
50～54	53,009人	131,339円	6,962百万円
55～59	55,931人	165,345円	9,248百万円
60～64	51,243人	212,018円	10,864百万円
65～69	24,433人	276,038円	6,744百万円
70～74	12,480人	435,133円	5,430百万円
合計	659,751人(B)	114,138円(A)	75,369百万円②

したがって、

①－②＝ 66百万円を減算する

5.福島支部第1号保険料率 ②所得調整額について

平均よりも総報酬額が低い場合は減算する（料率が下がる）

③全国の給付費の総計を支部毎の総報酬額で案分した額

$$\begin{array}{r} \text{全国の給付費総計} \\ 4,246,063 \text{ 百万円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{福島支部総報酬額} \\ 1,393,911 \text{ 百万円} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{全国の総報酬額} \\ 82,223,691 \text{ 百万円} \end{array}} = \text{③ } 71,982 \text{ 百万円}$$

①全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成を全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額（＝全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額）

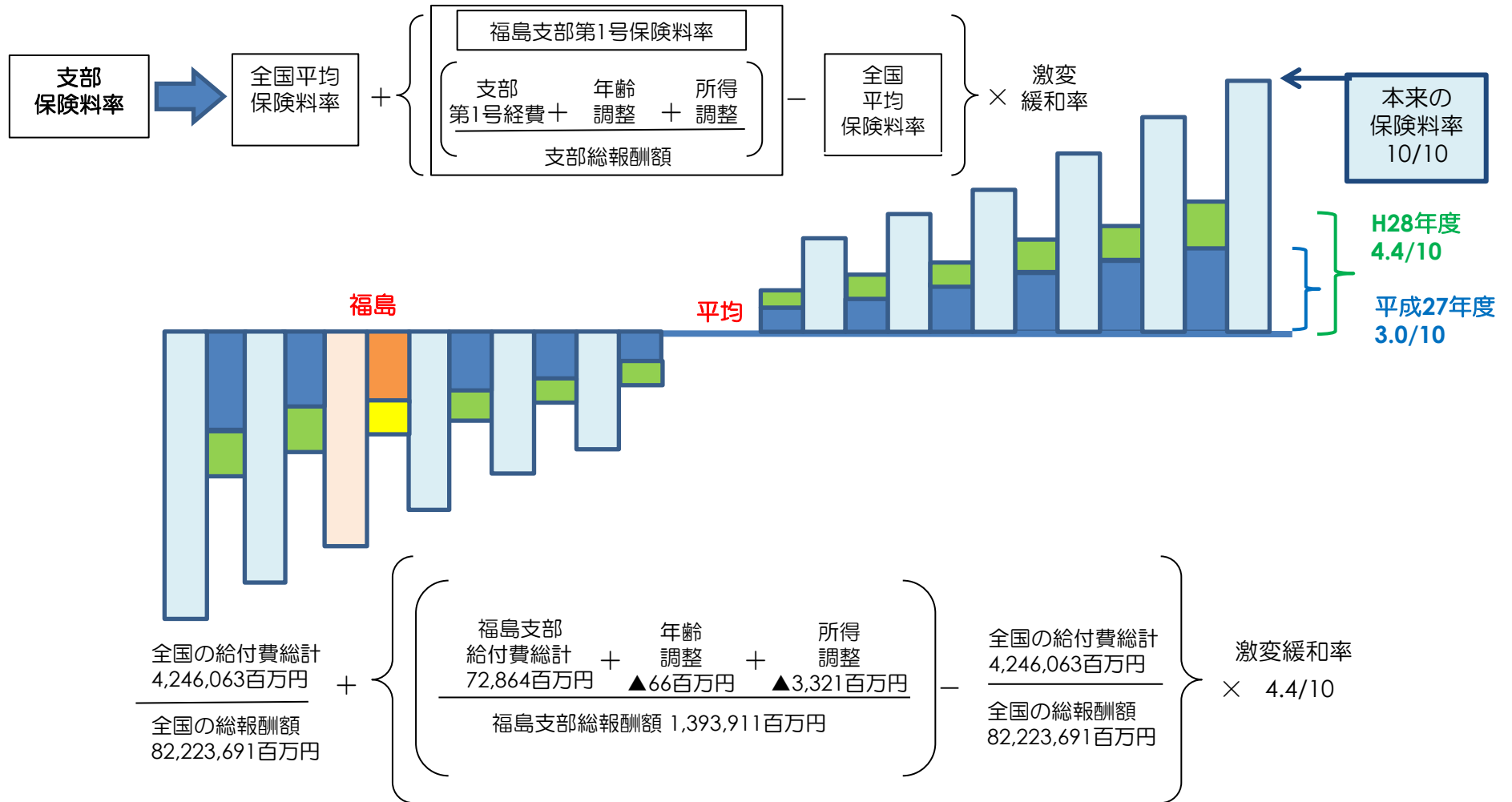
① 75,302 百万円

したがって、
③－①＝ 3,321百万円を減算する

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

5.福島支部第1号保険料率 ③激変緩和措置について

激変緩和措置がある場合は第1号保険料率を調整する



$$= 5.1640\% + (4.9843\% - 5.1640\%) \times 4.4/10$$

$$= 5.0849\% \text{ (激変緩和後第1号保険料率)}$$

【参考】福島支部保険料率の算定に係る基礎データについて

(百万円)

項目	協会けんぽ全体	福島支部 (A)	【参考】平成27年度 福島支部 (B)	(A) - (B)
総報酬額	82,223,691	1,393,911	1,309,662	84,249
第1号経費	4,246,063	69,478	66,107	3,371
医療給付費(国庫補助を除く)	4,246,063	72,864	69,964	2,900
年齢調整額	-	▲ 66	218	▲ 284
所得調整額	-	▲ 3,320	▲ 4,076	756
第2号経費	3,416,025	57,911	56,673	1,238
現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	372,476	6,314	5,956	358
拠出金等(国庫補助を除く)	3,043,550	51,596	50,716	880
前期高齢者納付金	1,092,184	18,515	21,018	▲ 2,503
後期高齢者支援金	1,828,557	30,999	26,924	4,075
退職者給付拠出金	122,747	2,081	2,773	▲ 692
老人保健拠出金	51	1	1	0
病床転換支援金	11	0	0	0
第3号経費	576,365	9,771	6,143	3,628
協会業務経費・一般管理費(国庫補助等を除く)	156,857	2,659	2,402	257
貸付金	275	5	6	▲ 1
雑支出	2,228	38	36	2
準備金積み立て	391,078	6,630	3,338	3,292
事務経費・雑支出(国)	25,927	440	361	79
その他収入	16,204	275	277	▲ 2
貸付金返済収入	275	5	6	▲ 1
雑収入	11,796	200	199	1
日雇特例被保険者保険料収入	3,437	58	59	▲ 1
雑収入等(国)	695	12	0	12

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

※医療給付費については、平成26年度実績をベースに東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による一部負担金免除額及び福島支部の波及増に係る額(約16.4億円)を控除して算出。

Ⅱ．平成28年度介護保険料について

1.協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	7,715	7,469	7,695	27年度保険料率： ※1.58% 28年度保険料率： 1.58% ※27年5月納付分から適用 (27年4月納付分は26年度と同率) 納付金対前年度比 ⇒ + 527
	国庫補助等	1,471	1,471	1,557	
	その他	0	0	0	
	計	9,186	8,940	9,252	
支出	介護納付金	8,967	8,971	9,498	
	その他	0	0	0	
	計	8,967	8,971	9,498	
単年度収支差		218	△ 31	△ 246	
準備金残高		279	248	2	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2.平成28年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、下記の算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

※ 28年度政府予算案では、介護納付金は9,498億円と前年度比で527億円の増加の見込み。

28年度は、27年度末に見込まれる剰余分（248億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.58%（27年5月納付分以降と同率）とする。